



# 三春中学校だより

第17号

発行日 平成30年 7月12日

発行所 三春町立三春中学校

電話 0247-62-2181 F A X 0247-62-6978

E-mail miharu-j@fcs.ed.jp

【教育目標】『三春に暮らす生徒一人ひとりに、将来に対して喜びと生きがいのある人生を主体的に創造する力を育み、地域に信頼され、ひいては、国際社会に貢献できる人材を育てる』

## 【健康学習『性感染症とその予防』3年生にて実施！～命を慈しみ、大切にしましょう。～】

7月6日（金）の5校時目に、第3学年の総合的な学習の時間の健康学習において、『性感染症とその予防』について学びました。星総合病院の助産師の先生を講師に迎え、コミュニティーガーデンを会場に実施しました。

開放的な夏を迎えると共に、中学3年生という発達段階を考慮しての学習でしたが、どの生徒も真剣にお話に聞き入っていました。性感染症の知識を身につけ、何より、『命の大切さ』を強く訴える講師の先生のお話でした。

人と人が出会い、生まれてきた命、それを講師の先生は、『奇跡』と表現なされていました。そんなかけがえのない、『奇跡』の生命『人間』。そして、生きとし生けるものすべて。絶対に守ってまいります。



## 【落ち着いた生活はHBにも！～きれいに整えられたロッカーを見ることができます。～】

各学年を巡って歩くと、「うわあー。」と思うことがたびたびあります。悪いことではなく、すばらしい環境に、たびたび出会うことができるのです。

それは、雑巾掛けにきちんと掛けられた雑巾であり、肩紐まできちんとしまわれたホームベースのロッカーだったりします。

ご覧いただいているとおり、背負いカバンだけではなく、中身の教科書やファイル類もきちんと重ねられ収納してあります。サブバックはロッカーの上に整然と置かれ、その整った場所で子どもたちは、笑顔で会話したり、次の時間の授業の準備を整えたりしています。

玄関の靴を次ぎ履くときのために整えたり、荷物を自ら整理整頓したりというご家庭でのご家庭における“教え”と、学校における基本的な生活習慣の“教え”とが奏功し、現在の各学年ホームベースの姿になっているのでしょうか。公衆道徳、公共の場所の使い方等も含め、これからも子どもたちが学びやすい『学びの環境づくり』のための指導を展開してまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。



## 【実効性のある連携を信じて！～三春中学校区単位部会開催～】

6月27日（水）は、『三春中学校区単位部会』という小・中間の連携・コミュニケーションの機会をもちました。三春中学校に入学してくる全小学校の先生方においていただき、生徒指導面を中心とした学習指導、生徒指導、特別支援教育、養護教育の4観点からの話し合いとしました。

はじめに、中学校全教室の授業を参観していただき、その後、分科会に分かれて、小・中連携の視点から学力向上や落ち着いた生活をおくるには、また、いわゆる『中1ギャップ』解消にむけ、何を

どう具体的に連携していけばいいのかなどについて話し合いました。

例年の11月開催から6月に実施時期を早め、早い時期から小・中の連携・相互理解を深め、小・中それぞれの校種の教育・指導を尊重しながら、中学校という発達段階に応じた指導はどうあればいいのかなどについて話し合いました。来年度は、年度の始めと終わりの2回実施予定です。



### 【“社会を明るくする運動”啓発活動、本校にて実施！～みんなが笑顔で過ごせますように～】

7月11日（水）の朝7時より、本校昇降口前において、“社会を明るくする運動”の啓発活動が行われました。

“社会を明るくする運動”のねらい等は以下のとおりですが、地域が犯罪のない場となるよう、犯罪や非行を生み出さない家庭や地域づくりにみんなで取り組もうという大切なねらいがあります。

田村警察署の署長さんをはじめとした田村署のみなさん、保護司会の方々、役場のご担当の方々などが会し、昇降口前であいさつ運動に取り組んでくださると共に、運動の趣旨理解のための記念品を一人ひとりにお渡しくださいました。みんなが笑顔で暮らせる社会づくりをみんなの手で！

#### ■ “社会を明るくする運動”とは？

“社会を明るくする運動”（法務省主唱）～犯罪や非行を防止し立ち直りを支える地域のチカラ～はすべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動で、2018年（平成30年）で68回目を迎えます。

テレビや新聞では、毎日のように事件（犯罪）のニュースが報道されています。安全で安心な暮らしはすべての人の望みです。犯罪や非行をなくすためにはどうすればよいのでしょうか。取締りを強化して、罪を犯した人を処罰することも必要なことです。しかし、立ち直ろうと決意した人を社会で受け入れていくことや犯罪や非行をする人を生み出さない家庭や地域づくりをすることも、また、とても大切なことなのです。

立ち直りを支える家庭や地域をつくる。そのためには、一部の人たちだけでなく、地域のすべての人たちがそれぞれの立場に関わっていく必要があります。“社会を明るくする運動”では、犯罪や非行のない地域をつくるために、一人ひとりが考え、参加するきっかけをつくることをめざしています。

